

えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務 企画提案公募(プロポーザル)実施要領

この要領は、えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約の締結の日から令和9年3月19日まで

(3) 委託契約金額の上限額

23,671千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 業務遂行する上で必要な費用一切を含む

3 プロポーザルへの参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8～10年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること（または令和8年7月13日までに登録が予定されていること。）

○登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。
○申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。
○県ホームページでも申請方法をご案内しています。
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40003.html>
[令和8～10年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿]

- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。

- (3) 愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 共同企業体で参加しようとする場合、代表者、構成員ともに(1)～(6)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

4 応募の手続き

- (1) 担当窓口 : 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 農林水産部 水産局 漁政課 企画流通係
電 話 : 089-912-2606(直通)
F A X : 089-945-8163
電子メール : gyosei@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出可としている様式等を電子メールで提出する場合、上記に加え、参加希望者の本件に係る責任者並びに県の担当者及び上席者を宛先とすること。

- ・ 県上席者（漁政課主幹） takashima-kei@pref.ehime.lg.jp
- ・ 県担当者（企画流通担当係長） takahashi-hiroki@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和8年6月10日(水)～令和8年7月13日(月)まで

イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページに掲載するほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 参加希望者等の確認

ア 提出書類

企画提案公募(プロポーザル)参加希望書 【様式1】

(添付書類) 会社概要 【様式2】

参加資格誓約書 【様式3】

※なお、共同企業体による参加の場合には、様式1に代えて、企画提案公募(プロポーザル)参加希望書(様式1-1)を提出するとともに、委託業務共同企業体参加資格誓約書(様式3-1)、委任事項(様式3-2の記入例参照)及び協定書(様式3-3の記入例参照)を提出すること。また、会社概要(様式2)及び参加資格誓約書(様式3)については構成員ごとに作成し提出すること。

イ 提出期限

令和8年6月19日(金)午後5時15分まで(必着)

ウ 提出方法

- ・電子メール(単体企業の場合のみ)、持参又は郵送。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ)とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・電子メール、郵送による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。
- ・電子メールによる提出の場合は、参加希望書に本件に係る責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載することとする。その場合において、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合には、様式中「㊟」を削除するものとする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は質問票【様式4】により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月19日(金)午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

電子メールで提出すること。送付先アドレス: gyosei@pref.ehime.lg.jp
件名を「えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務」とし、送付後、担当窓口(漁政課 089-912-2606)へ電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

- (ア) 回答の対象となる質問は参加希望書の提出があった者からの質問とする。
- (イ) 上記(ア)の質問については、令和8年6月23日(火)までに参加希望書の提出があった全ての者に対し、電子メールで回答を通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 企画提案書の提出

ア 企画提案公募(プロポーザル)企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

なお、提案は各者1案とし、2(3)の委託契約金額の上限額を超えた提案は、審査の対象とはならない。

イ 提出期限

令和8年7月13日(月)午後5時15分まで(必着)

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

オ 提出書類

資料1「えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務企画提案書作成要領」による書類

カ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、県から書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・提案を取り下げる場合は、上記イに掲げる企画提案書提出期限までに、取り下げ願い書【様式6】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書【様式6】を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ・資料1「えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務企画提案書作成要領」から逸脱した提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定手続等

ア 提出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。

イ 審査会による審査は、原則、対面によるプレゼンテーション及びヒアリング

とする。ただし、企画提案者が6者以上の場合は、1次審査（書面審査）と2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階審査とする場合がある。

1次審査において、2次審査の対象者として5者程度を選定し、その結果は全提案者へ通知することとし、2次審査の日程は、別途、1次審査の合格者に通知するものとする。

ウ 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）については、次のとおり実施する。（書面審査を実施しない場合）

① 実施日：令和8年7月16日（木）

・発表時間：各者15分程度

・質問時間：各者15分程度

※具体の実実施時刻及び実施方法については、提案書受領後、7月14日（火）中にメールにて通知する。

②実施方法：対面によるプレゼンテーション

エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを視聴することはできない。

オ プレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。

(2) 企画提案書の評価方法及び配点

ア 資料2「えひめのお魚食べようキャンペーン事業委託業務に関する企画提案公募（プロポーザル）審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

イ 審査は、愛媛県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。なお、企画提案者が6者以上の場合は5（1）のとおりとする。

ウ 企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

6 業務予定者の選定

(1) 選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、業務予定者として選定する。

(2) 選定結果は、次の通り各提案者に通知する。

ア 通知日：プレゼンテーションの実施日から1週間以内

※書面審査の結果は企画提案書提出期限から10日以内

イ 方法：文書で各提案者に通知する。

(3) 業務予定者については、愛媛県ホームページに掲載する。

(4) 順位や採点結果については、通知しない。

7 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された企画提案書及び対面でのプレゼンテーションを参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定によることとする。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県のご了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。
- (4) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。